

# 鳥獣排除対策設備点検仕様書

この要領は、航空機と鳥獣との衝突を防ぐため、佐賀県佐賀空港事務所長（以下「所長」という。）が必要不可欠な設備として設置した設備の点検を行うためのものである。

## 1. 目的

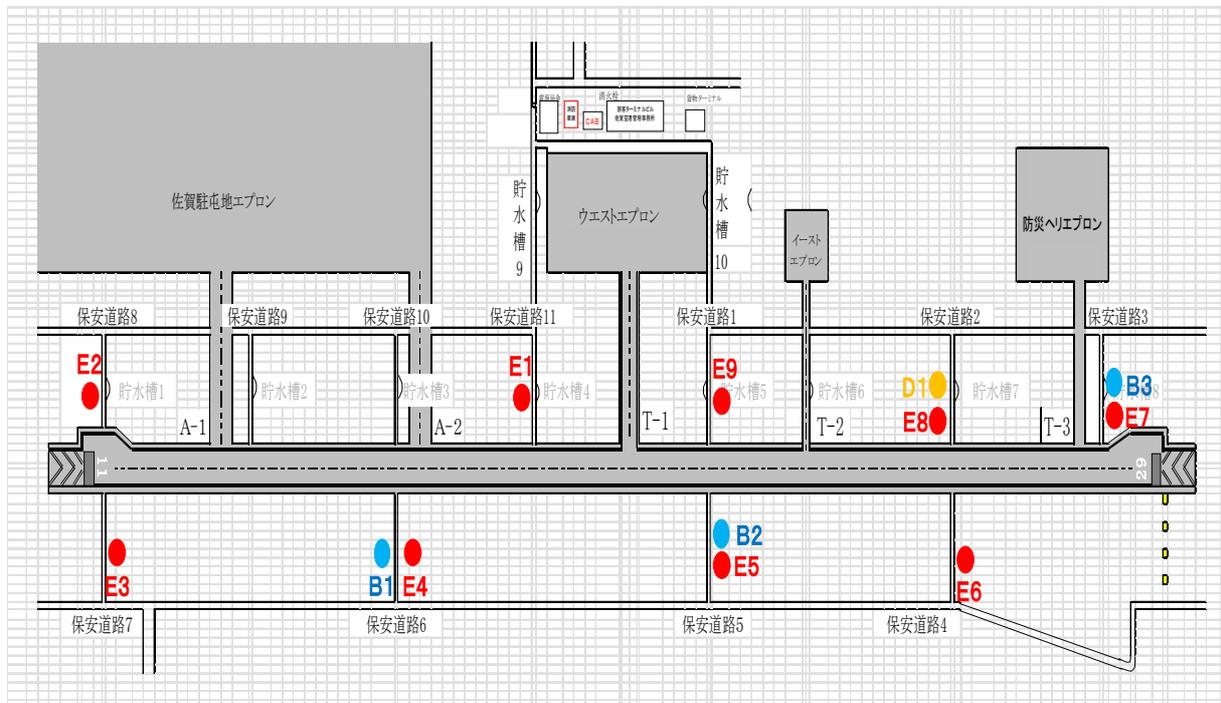
航空機の安全運行を行うために必要な設備点検を定め、常に良好な状態を確保することを目的とする。

## 2. 設置場所

滑走路周辺（着陸帯Ⅱ）に爆音器（電子爆音器）を下図のように設置しているが、必要に応じ変更することができるものとする。

おおむね3か月に1回（10m程度）移動させ、鳥が音に慣れないようにする。

電子爆音器：9台



### 3. 構造及び点検内容

稼働状況は、毎日行い別紙 1 に記録し、次の方法等により実施するものとし、その他、所長の指示により実施する。

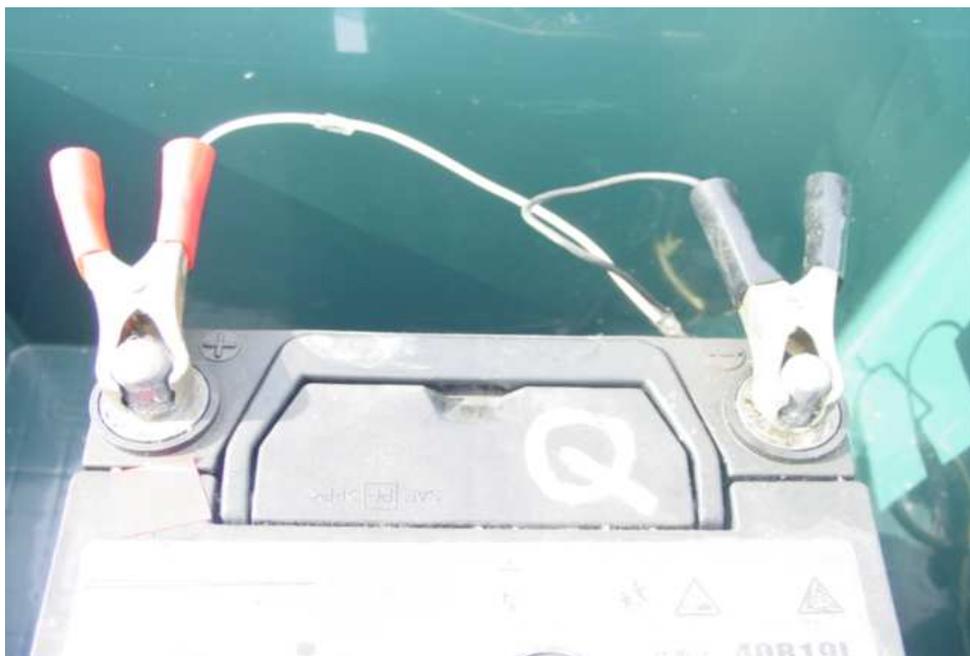
#### (1) 電子爆音機（用心棒 R-100M4）



構造

#### ① バッテリー

- 1週間に1回程度の頻度で、バッテリーケース内のバッテリーを交換する。
- (+) 赤プラグと (-) 黒プラグを間違いなく接続する。
- 消耗したバッテリーは消防車庫へ運び、充電器により十分な充電を行う。



② その他

- 異常があれば正常な動作に復旧させる。
- 専門的な修理等が発生した場合は、所長に報告するものとする。

4. 報告等

- (1) 業務終了後は、速やかに別紙 1 を提出するものとする。
- (2) 報告書は、写しを保管するものとする。
- (3) 異常等があった場合は、速やかに報告し指示を受けるものとし、作業終了後は遅滞なく報告書を提出するものとする。(写真を含む。)

5. 記録の保管等

- (1) 記録の保管は、常駐場所に保管し、常に閲覧できるようにしておく。
- (2) 業務終了後は、記録等も次の従事者に引き継ぐ。

6. 作業場の注意

- (1) 点検時は耳栓で防護するなど、安全に注意する。
- (2) 常に無線機を携帯し佐賀空港事務所と連絡をとる。
- (3) 着陸帯 I へ立ち入らないように注意する。
- (4) バッテリーの交換は基本的に 2 名で行い、小型機を含む航空機の発着の無い時間帯に実施する。
- (5) 不具合については各機器の取扱説明書を参照するなどして対応する。

7. その他

この要領に定めのないもの又は細部にわたって疑義が生じたときは、協議を行い実施する。

所 長	副 所 長	課 長	課 員

## 鳥獣駆除対策設備点検報告書

令和 年 月 日 ( 曜日) 天候

作業実施者： \_\_\_\_\_

電子爆音機			
機番	点検項目	状態	処置内容
1	外観		
	鳴動		
	その他		
②	外観		
	鳴動		
	その他		
3	外観		
	鳴動		
	その他		
④	外観		
	鳴動		
	その他		
⑤	外観		
	鳴動		
	その他		

電子爆音機			
機番	点検項目	状態	処置内容
6	外観		
	鳴動		
	その他		
7	外観		
	鳴動		
	その他		
⑧	外観		
	鳴動		
	その他		
⑨	外観		
	鳴動		
	その他		